

PE を有しない非居住者に対する課税関係の概要（所 164 二及び 164 二）

所得の種類	居住者	恒久的施設を有しない 非居住者	所得税の 源泉徴収		
事業所得	【総合課税】	【課税対象外】	無		
資産の運用・保有により生ずる所得 (から に該当するものを除く。)		【総合課税】 (一部)	無		
資産の譲渡により生ずる所得			無		
組合契約事業利益の配分	【総合課税】	【課税対象外】	20.42%		
土地等の譲渡による所得		【源泉徴収の上、総合課税】	10.21%		
人的役務提供事業の所得 (タレント事務所等)			20.42%		
不動産の賃貸料等			20.42%		
利子等		【源泉分離課税】	【源泉分離課税】	15.315%	
配当等	【源泉徴収の上、総合課税】 貸付金利子は源泉徴収なし	20.42%			
貸付金利子		20.42%			
使用料等		20.42%			
給与その他人的役務の提供に対する報酬		20.42%			
公的年金等		20.42%			
退職手当等		20.42%			
事業の広告宣伝のための賞金		20.42%			
生命保険契約に基づく年金等		20.42%			
定期積金の給付補填金等		15.315%			
匿名組合契約等に基づく利益の分配		20.42%			
その他国内源泉所得		【総合課税】		【総合課税】	無

タレント業は の給与その他人的役務の提供に対する報酬となります。

PE を有する非居住者に対する課税関係の概要（所 164-1） 平成 28 年 4 月以降適用

所得の種類	恒久的施設 帰属所得	その他の所得	所得税の 源泉徴収
事業所得	【総合課税】	【課税対象外】	無
資産の運用・保有により生ずる所得 (から に該当するものを除く。)		【総合課税】 (一部)	無
資産の譲渡により生ずる所得			無
21 組合契約事業利益の配分	【源泉徴収の上、総合課税】	【課税対象外】	20.42%
22 土地等の譲渡による所得		【源泉徴収の上、総合課税】	10.21%
23 人的役務提供事業の所得 (タレント事務所等)			20.42%
24 不動産の賃貸料等			20.42%
25 利子等	【源泉徴収の上、総合課税】	【源泉分離課税】	15.315%
26 配当等			20.42%
27 貸付金利子			20.42%
28 使用料等			20.42%
29 給与その他人的役務の提供に対する報酬			20.42%
公的年金等			20.42%
退職手当等			20.42%
30 事業の広告宣伝のための賞金			20.42%
31 生命保険契約に基づく年金等			20.42%
32 定期積金の給付補填金等			15.315%
33 匿名組合契約等に基づく利益の分配	20.42%		
34 その他国内源泉所得	【総合課税】	【総合課税】	無